

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の縮減</p>		
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項表 10）</p>		
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の対象要件のうち、認定再開発事業に関連するものを削除する。 （租税特別措置法施行令第 25 条の改正）</p>		
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>		<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （-百万円）</p>

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の縮減				
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項表 10、第 68 条の 78 第 1 項表 10）				
見 直 し の 内 容	<p>既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の対象要件のうち、認定再開発事業に関連するものを削除する。 （租税特別措置法施行令第 39 条の 7 の改正）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">0 百万円 （-百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （-百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （-百万円）				
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置については、過去 5 年間に於ける適用実績がなく、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では政策目的の実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難く、「政策税制措置の見直しの指針」に従って、本措置のうち認定再開発事業に関連するものを廃止することとしたい。</p>				